

「やまぐち建築物木造化推進協定制度」について

～県産木材の地産・地消の推進～

建築業者等と県が協定を締結し、建築業者等は、木造非住宅建築物への使用等により県産木材の積極的な活用に取り組み、県は、建築業者等のこうした取組に対し様々な支援を行うことで、県産木材の利用拡大を進める制度です。

建築業者等

- 県産木材使用建築の推進
- 県産木材利用用途の拡大
- 県産木材のPR
- 県補助事業活用

協定締結



山口県

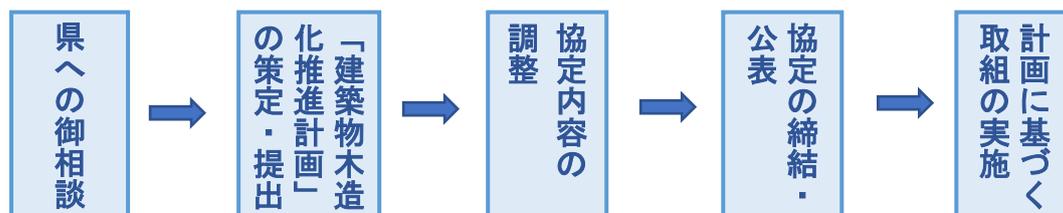
- 取組に必要な情報提供
- コーディネーターによる支援
- 協定事業者の取組の広報
- 補助事業による支援

《建築業者等のメリット》

- 環境にやさしくSDGsに貢献する県産木材を積極的に使うことで、社会貢献活動に取組む企業として、企業価値やブランドイメージが向上
- 木材の地産・地消により、地域の森林が適切に保全されるとともに、地域経済の好循環につながり林業・木材産業が活性化
- 県の木造非住宅建築物への補助制度「やまぐち非住宅建築物木造化推進事業補助金」の活用が可能 補助金の詳細はこちら



協定締結フロー



【お問合せ先】 山口県農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課販路開拓推進班
山口市滝町1-1 電話 083-933-3395

☞締結手続き等の詳細は、必ずHPでご確認ください ⇒

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/102/153123.html>



《協定制度をもう少し詳しく》

1 協定締結者（県の相手方）

原則として、県内に主たる事業所を有する建築業者又は建築設計事務所

2 協定締結の申請

締結希望者は「やまぐち建築物木造化推進計画」を策定し、県へ申請

【やまぐち建築物木造化推進計画とは】

県産木材の需要拡大に向け、県産木材を使用した木造非住宅建築物等の建築計画や実現に向けた取組内容・年次計画等を記載したもの

3 協定の内容

（1）締結者の取組内容（やまぐち建築物木造化推進計画の概要）

- ・木造非住宅建築物等の建築計画
- ・計画実現に向けた取組の内容
- ・県産木材の利用促進に向けた広報活動 等

（2）県による支援内容（主なもの）

- ・計画実現に向けた情報提供やコーディネーターによる支援
- ・HPや県関係広報等を活用した環境貢献の取組や技術力のアピール
- ・県の木造非住宅建築物への補助制度等を活用した支援 等

4 協定期間

- ・原則、3年